

台総権第348号
令和5年9月27日

「はばたきプラン21」推進会議
会長 平 沢 茂 殿

台 東 区 長
服 部 征 夫

台東区男女平等推進行動計画改定について（諮問）

このことについて、東京都台東区男女平等推進基本条例第8条第2項の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

台東区男女平等推進行動計画の改定にあたっての基本的な考え方
について

2. 答申の予定年月

令和6年3月

諮問理由

台東区では、誰もがいきいきと自分らしく生きていける男女平等な社会を目指し、平成6年3月に「台東区女性行動計画はばたきプラン21」を策定しました。また、平成12年3月に、平成12年度から21年度の10年間を計画期間とする「台東区男女平等推進行動計画はばたきプラン21」を策定しました。

その後、社会情勢の変化等により生じた新たな課題に対応するため、平成22年3月の改定以降は、計画期間を5年間に見直し、平成27年3月、令和2年3月と、3回、行動計画を改定してきました。

平成27年3月には、同年1月に施行された「東京都台東区男女平等推進基本条例」に基づく行動計画として改定を行い、令和2年3月の改定では、あらゆる分野への男女平等参画の推進に加え、職業生活における女性の活躍推進や、性の多様性の視点を盛り込むなど、区の施策を総合的・計画的に進めています。

国においては、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大など11の重点分野を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。さらに、令和6年4月には、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行される予定です。

また、東京都においては、令和4年3月に「女性活躍推進計画」と「配偶者暴力対策基本計画」の2つを合わせた「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し、ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進などを3つの柱とし、男女平等参画施策を展開しています。

本区においても、こうした国や都の動向や区民意識調査の結果等を踏まえ、現行の行動計画を改定する必要があります。

多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等参画社会を実現するために、台東区男女平等推進行動計画の改定にあたっての基本的な考え方について、ご提言いただきたく諮問します。